

連

別表一の(二) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書—特定の医療法人の分…平十六・四・一以後終了連結事業年度分

平成 年 月 日 税務署長殿		業種 業目	概況書 要否	別表等 別表等	※ 連結申告 一連番号
納税地 (フリガナ) 電話() -	連結親法人 整理番号	期末現在の 出資金額	連結グループ 整理番号	連結事業年度 (空)	売上金額
代表者 自署押印	旧納税地及び 旧法人名等	添付書類	申告年月日	申告区分	申告年月日
代表者 住所	貸借対照表、損益計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、個別帰属額に関する書類、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書	通信日付印	確認印	省 略	年 月 日

平成 年 月 日

別表等要否

連結事業年度分の 申告書

平成 年 月 日

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「46の①」)	1	十億 百万 千 円	この申告による還付金額	14	所得税額等の還付金額 (34)	十億 百万 千 円
法人税額 (同上の25%又は23%相当額)	2		この申告が修正申告である場合	15	連結中間納付額 (12) - (11)	
法人税額の特別控除額 (別表六の二「12」+別表六の二「19」+別表六の二「25」+別表六の二「27」+別表六の二「28」+別表六の二「29」+別表六の二「30」+別表六の二「31」)	3		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((13)+(20)若しくは((13)+(21))又は(20)-(17))	16	連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額	外
差引法人税額 (2) - (3)	4		この申告の修正申告である場合	17	計 (14) + (15) + (16)	外
リース特別控除取戻税額 (別表六(十一)「30」+別表六(十四)「30」+別表六(十八)「30」+別表六(二十一)「31」)	5		この申告の修正申告である場合	18	連結所得金額又は連結欠損金額	
土地譲渡金 課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三(三)「25」+別表三(三)「20」) 同上に対する税額 (27) + (28) + (29)	6	0 0 0	この申告の修正申告である場合	19	課税土地譲渡利益金額	
法人税額計 (4) + (5) + (7)	8	0 0	この申告の修正申告である場合	20	法人税額	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	9		この申告の修正申告である場合	21	還付金額	外
控除税額 ((8) - (9)) + (32)のうち少ない金額	10		この申告の修正申告である場合	22	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((13) - (20)若しくは((13) + (21))又は(20) - (17))	外
差引連結所得に対する法人税額 (8) - (9) - (10)	11	0 0	この申告の修正申告である場合	23	連結欠損金の当期控除額 (別表七の二「2」の計)及び「18」)	
連結中間申告分の法人税額	12	0 0	この申告の修正申告である場合	24	翌期へ繰り越す連結欠損金 (別表七の二「3」の合計)	
差引この申告により納付すべき法人税額(11) - (12) (連結中間申告の場合はその税額とし、プラスの場合は、(15)へ記入)	13	0 0	この申告の修正申告である場合	25	連結欠損金の当期控除額	
土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	27	0	この申告の修正申告である場合	26	翌期へ繰り越す連結欠損金	
同 上 (別表三(二)「28」)	28	0	土税地の譲渡課税	29	土地譲渡税額 (別表三(三)「23」)	0 0
所得税の額 (別表六の二(一)「6の②」)	30		連結中間申告の場合にはその計算期間	平成 年 月 日 平成 年 月 日		
外国税額 (別表六の二(二)「15」)	31		還付を受けるようとする金融機関等	銀行 支店 預金 郵便局		
計 (30) + (31)	32		口座番号	貯金記号番号 (郵便貯金振込の番号)		
控除した金額 (10)	33		※税務署処理欄			
控除しきれなかった金額 (32) - (33)	34					

税理士署名押印

印